

環境衛生監視員の任命について(墓理法第 18 条関係)

環境衛生監視員については、昭和 42 年 1 月 11 日付で厚生省の通知により、その適格者について下記のとおり示されている。

(内容)

近年における国民生活の向上に伴なって環境衛生営業においてはその施設整備は著しく近代化してきており、これらの営業に対する監視指導にあたって必要とされる知識及び技術が次第に高度化する状況にある。このためこれらの営業に対する監視指導業務に従事する職員の資質について一定の水準を確保する必要から、今後新たに環境衛生監視員を任命する場合には、左記のいずれかに該当する者を任命するよう特段のご配慮をお願いする。

また、現に環境衛生監視員に任命している者であって、左記のいずれにも該当しない者については、厚生省が財団法人日本環境衛生協会に委託している通信教育を受けさせるとともに、これらに該当する者についても、常に新たな知識及び技術を習得する機会を与えるよう配慮されたい。

- (1) 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令(大正 7 年勅令第 388 号)に基づく大学又は旧専門学校令(昭和 36 年勅令第 61 号)に基づく専門学校において医学、歯学、薬学、獣医学、水産学、農学、工学、理学又は保健衛生学の課程を修めて卒業した者
- (2) 医師、歯科医師、薬剤師又は獣医師
- (3) 厚生省設置法(昭和 24 年法律第 151 号)第 15 条に規定する国立公衆衛生院において環境衛生学科、衛生工学科、科学検査学科又は細菌検査学科の課程又は、これらに相当する過程を終了した者